

令和5年門審第26号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和4年12月23日04時30分
長崎県塔ノ鼻南岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 75トン
登 録 長 27.05メートル
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 5 1 1 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置を備えた沖合底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の特定技能外国人等2人を含む8人が乗り組み、操業の目的で、船首1.8メートル船尾4.0メートルの喫水をもって、令和4年12月19日14時20分島根県浜田港を発し、僚船とともに長崎県対馬北東方70海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁ろう長を兼務し、23時40分目的の漁場に到着して操業を始め、越えて22日対馬海峡は同日21時までに西風が強まり、波高が4メートルに達するとの予報を入手したことから、14時40分対馬東方30海里沖合の漁場で操業を中止して単独の船橋当直に就き、荒天避泊のために対馬東岸の塔ノ鼻沖合に向かった。

a受審人は、連日の操業による睡眠不足の状態で対馬海峡を西行し、19時00分塔ノ鼻東方約1海里沖合（以下「漂泊予定地点」という。）に到着して漂泊を始め、風により約4海里圧流されると漂泊予定地点に戻ることを2回繰り返したのち東南東方に圧流され、翌23日03時56分少し過ぎ尉殿埼灯台から141.5度（真方位、以下同じ。）6.6海里の地点を発進し、すぐに針路を漂泊予定地点に向く293度に定めて自動操舵とし、折からの西北西風に抗して9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、舵輪右舷後方の長椅子に腰を掛け、04時09分少し過ぎ尉殿埼灯台から152.5度5.0海里の地点に達したとき、睡眠不足により眠気を催したが、間もなく漂泊予定地点に至るので、居眠りすることはないものと思い、甲板員を昇橋させて2人で当直に当た

るなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

こうして、a 受審人は、漂泊予定地点を通過して塔ノ鼻南岸の浅所に向首続航し、04時30分尉殿埼灯台から190度3.3海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に凹損を伴う破口等を生じ、のちに廃船処理され、乗組員全員が救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、塔ノ鼻東方沖合において、漂泊予定地点に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同鼻南岸の浅所に向首進行的ことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、塔ノ鼻東方沖合において、単独の船橋当直に就いて漂泊予定地点に向けて航行中、睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、甲板員を昇橋させて2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、間もなく漂泊予定地点に至るので、居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、塔ノ鼻南岸の浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年4月16日

門司地方海難審判所

審判官 管

啓 二